

地域防災計画 第4回専門部会後の修正箇所

【津波対策編】

平成25年10月

【修正の概要】

- 専門部会委員及び庁内各課の意見を反映させた。修正前・後欄の_____箇所が修正箇所を示している。
- 修正前欄の_____箇所は削除を示している。
- 用語の統一（「亙理地区消防本部」を「亙理消防本部」、「ハザードマップ」を「防災マップ」、「ふくそう」を「輻輳」）
- 電話番号に市外局番を追記

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第1章 総 則

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
1-4	—	1-4	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第3 各機関の役割</p> <p>1 町 民</p> <p>以下を追記</p> <p><u>なお、災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、本計画では介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー症患者などを対象者とする。</u></p>
1-6	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 東北農政局</p> <p>(1) 災害時における<u>主要食料等の需給対策</u></p>	1-6	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 東北農政局意見により修正</p> <p>第4 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 東北農政局</p> <p>(1) 災害時における<u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u></p>
	—		<p>以下を追記</p> <p>宮城海上保安部意見により修正</p> <p>10 <u>宮城海上保安部</u></p> <p>(1) <u>海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持</u></p> <p>(2) <u>海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助</u></p> <p>(3) <u>海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練</u></p> <p>(4) <u>船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保</u></p>
1-7	<p>【警察機関】</p> <p>22 亘理警察署</p> <p>(1) 災害情報の収集伝達</p> <p>(2) 被災者の救出及び<u>負傷者の救護</u></p> <p>(3) 行方不明者の搜索</p>	1-7	<p>【警察機関】</p> <p>23 亘理警察署</p> <p>(1) 災害情報の収集伝達</p> <p>(2) 被災者の救出及び<u>救助</u> 亘理警察署意見により修正</p> <p>(3) 行方不明者の搜索</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第1章 総 則

頁	修 正 前(第4回専門部会資料)	頁	修 正 後
1-8	25 塩釜保健所岩沼支所 (1) 医療救護活動 (2) 防疫・保健衛生活動 (3) 給水・廃棄物処理対策 (4) その他食品・環境衛生対策	1-8	26 塩釜保健所岩沼支所 (1) 防疫・保健衛生活動 (2) 給水・廃棄物処理対策 (3) その他食品・環境衛生対策
1-9	—	1-9	以下を追記 39 岩沼薬剤師会 (1) 医薬品、医療用資機材、の斡旋 (2) 防疫及び衛生に必要な薬品の斡旋
1-15	第5節 亙理町地域防災計画の方向 第1 亙理町の防災上の課題 7 被災者への的確な対応 また、ボランティア の人たち の活動が十分に生かされるような体制を整えておく必要がある。	1-15	第5節 亙理町地域防災計画の方向 第1 亙理町の防災上の課題 7 被災者への的確な対応 また、ボランティアの活動が十分に生かされるような体制を整えておく必要がある。

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-6	<p>第3節 交通施設の災害対策</p> <p>第4 鉄道施設</p> <p>鉄道施設の災害予防対策は東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)が行う。</p> <p>線路に近接する施設の落下や倒壊による線路への被害を防ぐため、関係機関や施設管理者施設の整備を要請する。</p>	2-6	<p>第3節 交通施設の災害対策</p> <p>第4 鉄道施設</p> <p>鉄道施設の災害予防対策は東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)が行う。</p> <p>線路に近接する施設の落下や倒壊による線路への被害を防ぐため、関係機関や施設管理者に施設の整備を要請する。</p>
2-8	<p>第4節 都市の防災対策</p> <p>第4 防災公園等</p>	2-8	<p>第4節 都市の防災対策</p> <p>第4 防災公園等の整備</p>
2-12	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第2 上水道施設</p> <p>1 水道施設の安全性の向上</p> <p>(1) 上水道施設の耐震性強化を図る。特に配水池及び配水幹線の強化に重点を置くものとする。</p> <p>(2) 配水システム全体としての安全性を強化するため、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、隣接市町の水道事業体間の連絡管網の整備を図る。</p> <p>(3) 応急給水用の水を確保するため、<u>緊急遮断弁の設置</u>及び応急給水施設の整備を図る。</p> <p>2 危機管理体制の確立</p> <p>(1) 上水道施設が被災したときに迅速な対応が行えるよう、</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>1 下水道施設の安全性の向上</p> <p>下水道施設の耐震性や耐火性の向上を図るとともに、避難所や医療機関など災害時の拠点施設の整備に努める。</p>	2-12	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第2 上水道施設</p> <p>1 水道施設の安全性の向上</p> <p>(1) 上水道施設の耐震性強化を図る。特に配水池及び配水幹線の強化に重点を置くものとする。</p> <p>(2) 配水システム全体としての安全性を強化するため、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、隣接市町の水道事業体間の連絡管網の整備を図る。</p> <p>(3) 応急給水用の水を確保するため、<u>田沢浄水場の適正な維持管理</u>及び応急給水施設の整備を図る。</p> <p>2 危機管理体制の確立</p> <p>(1) 上水道施設が被災したときに迅速な対応が行えるよう、</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>1 下水道施設の安全性の向上</p> <p>下水道施設の耐震性の向上を図るとともに、避難所や医療機関など災害時の拠点施設の整備に努める。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-13	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>2 危機管理体制の確立</p> <p>(1) 下水道施設が被災したときに迅速に応急対策を行えるよう、上下水道課は災害対策本部の配備体制に基づき、組織体制や情報連絡体制、施設の復旧工事等の計画を立てておくとともに、復旧用資機材を整備しておく。</p>	2-13	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>2 危機管理体制の確立</p> <p>(1) 下水道施設が被災したときに迅速に応急対策を行えるよう、災害対策本部の配備体制に基づき、組織体制や情報連絡体制、施設の復旧工事等の計画を立てておくとともに、復旧用資機材を整備しておく。</p>
2-14	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第6 電信・電話施設</p> <p>電信・電話施設の災害予防対策は、東日本電信電話(株)宮城支店が行う。</p> <p>1 設備の安全対策</p> <p>(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策</p> <p>(2) 通信網の整備・充実</p> <p>バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成など、通信網の信頼性を向上させる。</p> <p>(3) 災害対策用機器の配置</p> <p>可搬型移動無線機、ポータブル衛星地球局、移動電源車等の整備・充実を図る。</p> <p>2 体制の整備</p> <p>災害対策組織、情報の連絡体制、要員の配置、広域応援体制等の確立を図る。</p> <p>3 災害復旧用資機材の確保</p> <p>災害応急活動のために必要な資機材を整備する。</p>	2-14	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第6 電信・電話施設 NTT東日本意見により修正</p> <p>電信・電話施設の災害予防対策は、東日本電信電話(株)宮城支店が行う。</p> <p>1 設備の安全対策</p> <p>(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防・豪雪対策</p> <p>(2) 通信網の整備・充実</p> <p>バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。</p> <p>(3) 災害対策用機器の配置</p> <p>可搬型移動無線機、ポータブル衛星通信装置、及び移動電源車等災害対策機器の整備・充実を図る。</p> <p>2 体制の整備</p> <p>日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。</p> <p>3 災害復旧用資機材の確保</p> <p>災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配備・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の整備を図る。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-16	<p>第7節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第4 町長等の措置</p> <p>町長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めるときは、<u>関係機関に連絡し必要な措置を要請する。</u></p> <p>1 予防査察の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物施設等について、位置、構造及び設備の技術上の基準や管理状況等の関係法令への適合状況並びに火災の危険性や地震による倒壊等の危険性について査察を実施し、改善等について指導する。 ・ 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、走行車及び常置場所等で立入り検査を実施し、法令基準に適合するよう指導するとともに、輸送する事業所に対し災害発生時の措置及び安全対策を指導する。 	2-16	<p>第7節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第4 町長等の措置</p> <p>町長は、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の防災対策を実施するために必要と認めるときは、<u>互理消防本部、互理警察署又は県と相互に情報を交換する。</u></p> <p>1 予防査察の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物施設等について、位置、構造及び設備の技術上の基準や管理状況等の関係法令への適合状況並びに火災の危険性や地震による倒壊等の危険性について査察を実施し、改善等について指導する。 (2) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、走行車及び常置場所等で立入り検査を実施し、法令基準に適合するよう指導するとともに、輸送する事業所に対し災害発生時の措置及び安全対策を指導する。

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-20	<p>第8節 防災知識の普及</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>5 ドライバーへの啓発</p> <p>(1) 徒歩による避難の原則の徹底 町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。</p> <p>その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。</p> <p>(2) 運転中における発災時の対応の周知</p> <p>町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。</p>	2-20	<p>第8節 防災知識の普及</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>5 ドライバーへの啓発</p> <p>(1) <u>危険性の周知</u></p> <p style="text-align: center; color: red;">亘理警察署意見により修正</p> <p>津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。</p> <p>(2) 運転中における発災時の対応の周知</p> <p>町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等について、周知に努める。</p>
2-25	<p>第9節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第7 訓練及び普及内容</p> <p>町等防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。</p>	2-25	<p>第9節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第7 訓練及び普及内容</p> <p>町等防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民が参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-36 2-37	<p>第13節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>2 町の対応</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>イ 多様な情報伝達手段の確保</p> <p>町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。</p>	2-36 2-37	<p>第13節 津波監視体制、伝達体制の整備 巨理警察署意見により修正</p> <p>第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>2 町の対応</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>イ 多様な情報伝達手段の確保</p> <p>町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(巨理町メール配信サービス(ほっとメール便)を含む)等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。</p>
2-37	<p>3 <u>警察の対応</u></p> <p>警察は、津波警報・注意報等が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。</p> <p>4 <u>第二管区海上保安本部の対応</u></p>	2-37	<p>3 <u>巨理警察署の対応</u> 巨理警察署意見により修正</p> <p>警察は、津波注意報以上が発表された場合には、町への通報伝達を行う。</p> <p>4 <u>宮城海上保安部の対応</u></p>
2-40	<p>第14節 情報通信網の整備</p> <p>第2 各種通信手段の整備</p> <p>8 インターネット・パソコン通信等</p> <p>FMあおぞら及びインターネットのホームページやEメール、エリアメール等による情報提供を活用する。</p>	2-40	<p>第14節 情報通信網の整備</p> <p>第2 各種通信手段の整備</p> <p>8 インターネット・パソコン通信等</p> <p><u>巨理町臨時災害ラジオ(FMあおぞら)</u>及びインターネットのホームページやEメール(巨理町メール配信サービス(ほっとメール便))、<u>緊急速報メール</u>等による情報提供を活用する。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-40	<p>第14節 情報通信網の整備</p> <p>第3 役場データのバックアップ体制</p> <p>役場がコンピュータで処理している行政情報については、日頃から日、週、月単位でデータのバックアップに努めるとともに、役場庁舎が被災した場合に備え、<u>遠隔地でデータを保管しており、今後とも適正な管理に勤める。</u></p>	2-40	<p>第14節 情報通信網の整備</p> <p>第3 役場データのバックアップ体制</p> <p>役場がコンピュータで処理している行政情報については、日頃から日、週、月単位でデータのバックアップに努めるとともに、役場庁舎が被災した場合に備え、<u>今後とも遠隔地でのデータの保管及び、適正な管理に勤める。</u></p>
2-46	—	2-46	<p>第17節 相互応援体制の整備</p> <p>第3 市町村間の応援協定</p> <p>現在締結されている相互応援協定は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><i>相互応援協定一覧表 の下に追記</i></p> <p><u>※今後、岩沼薬剤師会とは、災害時の医療救護活動における医薬品及び医療資機材に関して協定を結ぶ方向である。</u></p>
2-48	<p>第18節 医療救護体制の整備</p> <p>第2 災害時医療体制の整備</p> <p>1 救護班</p> <p>災害時には、救護班を編成し、救護所を設置して応急医療を行う。そのため、日頃から互理郡医師会及び町内の医療機関と協議し、医師会との協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p> <p>緊急時の連絡体制を確保する<u>ため</u>、医療に必要な燃料や水の確保について、町と、互理郡医師会及び町内の医療機関との連絡を密にしておく。</p>	2-48	<p>第18節 医療救護体制の整備</p> <p>第2 災害時医療体制の整備</p> <p>1 救護班</p> <p>災害の規模により、保健師等による救護班を編成し、救護所及び医療救護所を設置して応急医療と保健指導を行う。そのため、日頃から互理郡医師会及び町内の医療機関と協議し、医師会との協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。</p> <p style="text-align: center;">・ ・</p> <p>緊急時の連絡体制を確保する<u>と共に</u>、医療に必要な燃料や水の確保について、町と、互理郡医師会及び町内の医療機関との連絡を密にしておく。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-48	<p>第18節 医療救護体制の整備</p> <p>第3 医療機関の状況</p> <p>各医療機関においては、災害時の大量の患者に対応できるよう、医師等の参集方法、治療、入院患者の避難、施設の応急対策等の体制づくりに努める。</p> <p>また、災害時のトリアージ(傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送をおこなうために傷病者の治療優先順位を決定すること)を行うことができる医師、歯科医師、看護師(これらの、トリアージを担当する人を、トリアージオフィサーと言う。)の養成に努める。</p>	2-48	<p>第18節 医療救護体制の整備</p> <p>第3 医療機関の状況</p> <p>各医療機関においては、災害時の大量の患者に対応できるよう、医師等の参集方法、治療、入院患者の避難、施設の応急対策等の体制づくりに努める。</p> <p>また、災害時のトリアージ(傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送をおこなうために傷病者の治療優先順位を決定すること)を行うことができる医師、歯科医師、<u>保健師</u>、<u>看護師</u>(これらの、トリアージを担当する人を、トリアージオフィサーと言う。)の養成に努める。</p>
2-49	<p>第5 医薬品、医療用資機材の整備</p> <p>災害時の緊急医療に備え、<u>保健福祉センター・医療機関及び救護所設置予定場所に医薬品、医療用資機材を整備し、日頃から定期的に点検し、更新が必要なものは適宜交換する。</u></p>	2-49	<p>第5 医薬品、医療用資機材の<u>供給体制の整備</u></p> <p>災害時の緊急医療に備え、<u>岩沼薬剤師会と協議し、協定に基づき医薬品、医療用資機材の供給体制を確立しておく。</u></p>
2-53	<p>第20節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>町長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画図」に指定されている<u>道路(国道6号)</u>及びそれらと町内の拠点施設(役場庁舎、避難所、消防団詰所、備蓄倉庫、医療機関、警察署、<u>消防署等</u>)を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、危険箇所の改善など災害対策を進める。</p> <p>2 交通管理体制の整備</p> <p>警察は、緊急<u>通交路</u>を確保するため、あらかじめ交通規制計画、交通管制センターの運用計画を策定するとともに、災害発生時における<u>広域交通管理体制の整備</u>、<u>交通管制施設の安全性確保と復旧体制の確立</u>を図る。</p>	2-53	<p>第20節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p style="text-align: right; color: red;">亘理警察署意見により修正</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>町長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画図」に指定されている<u>国道6号線</u>及びそれらと町内の拠点施設(役場庁舎、避難所、消防団詰所、備蓄倉庫、医療機関、警察署、<u>亘理消防本部等</u>)を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、危険箇所の改善など災害対策を進める。</p> <p>2 交通管理体制の整備</p> <p>警察は、緊急<u>交通路</u>を確保するため、あらかじめ交通規制計画を策定するとともに、災害発生時における<u>信号機等交通管制施設の安全性確保と復旧体制の確立</u>を図る。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-55	<p>第21節 避難対策</p> <p>第4 避難場所の確保</p> <p>1 町の対応</p> <p>(1) 避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について</p>	2-55	<p>第21節 避難対策</p> <p>第4 避難場所の確保</p> <p>1 町の対応</p> <p>(1) 避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民が一時避難するための場所について</p>
2-56	<p>第5 避難路の確保</p> <p>7 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。</p> <p>町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。</p>	2-56	<p>第5 避難路の確保</p> <p>7 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。</p> <p style="text-align: right; color: red;">亘理警察署意見により修正</p> <p>町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会(警察)と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-57	<p>第21節 避難対策</p> <p>第6 避難路等の整備</p> <p>4 避難誘導標識等の設置</p> <p>(3) 浸水高表示に関する留意点</p> <p>町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。</p> <p>5 道路の交通容量の確認</p> <p>東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や踏切など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているか等の確認を行う。</p> <p>第7 避難誘導體制の整備</p> <p>1 行動ルールの策定</p> <p>町は、消防職員、消防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルート等・・・</p>	2-57	<p>第21節 避難対策</p> <p>第6 避難路等の整備</p> <p>4 避難誘導標識等の設置</p> <p>(3) 浸水高表示に関する留意点</p> <p>町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか、住民等に分かりやすく示すよう留意する。</p> <p>5 道路の交通容量の確認</p> <p>東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点や踏切など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているか等の確認を行う。</p> <p>第7 避難誘導體制の整備</p> <p>1 行動ルールの策定</p> <p>町は、消防職員、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上で避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルート等・・・</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)						頁	修正後					
2-60	第22節 避難収容対策 第2 避難所の確保 4 避難所の選定要件 現在指定されている避難所は次のとおりである。 避難所一覧(津波対策)						2-60	第22節 避難収容対策 第2 避難所の確保 4 避難所の選定要件 現在指定されている避難所は次のとおりである。 避難所一覧(津波対策)					
	施設名 (電話番号)	所在地	収容地区	収容可能人員:人	収容面積:m2	階数		施設名 (電話番号)	所在地	収容地区	収容可能人員:人	収容面積:m2	階数
	逢隈小学校 (34-1553)	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	逢隈	1,700	7,161	3		逢隈小学校 (34-1553)	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	逢隈	1,700	7,161	3
	亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2	荒浜	1,900	7,649	3		亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2	荒浜	1,900	7,649	3
	亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1	荒浜	2,300	9,427	3		亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1	荒浜	2,300	9,427	3
	吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63	吉田東部	700	2,861	3		吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63	吉田東部	700	2,861	3
	逢隈中学校 (34-1557)	逢隈牛袋字南西河原 2-6	※	1,100	4,554	3		逢隈中学校 (34-1557)	逢隈牛袋字南西河原 2-6	※	1,100	4,554	3
	亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※	300	1,263	1		亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※	300	1,263	1
	中央公民館 (34-3111)	字旧館 61-22	逢隈	400	2,300	2							
	佐藤記念体育館 (34-4251)	字旧館 62-1	逢隈	600	1,802	1							
武道館 (34-4251)	字旧館 62-1	逢隈	300	646	1								
								※中央公民館、佐藤記念体育館、武道館は、それぞれ救護所(日赤)、物資集積所、ボランティアセンターとして利用する。					

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-61	<p>第22節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。</p> <p>(5) 運営に必要な事項（避難所の夜間の鍵の管理体制として、避難所周辺の自主防災会長（行政区長）との連携を図る等）について<u>あらかじめマニュアル等を作成し配置しておく。</u></p>	2-61	<p>第22節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 町は、住民等に対し、<u>避難所開設・運営マニュアルの作成・周知</u>や住民参加による避難所開設訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。</p> <p>(5) 運営に必要な事項（避難所の夜間の鍵の管理体制として、避難所周辺の自主防災会長（行政区長）との連携を図る等）について<u>定めた避難所開設・運営マニュアル等を作成し配置しておく。</u></p>
2-62	<p>第22節 避難収容対策</p> <p>第3 避難の長期化対策</p> <p>1 栄養状況調査の実施</p> <p>町は、避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要であることから、調査の実施方法・体制。</p> <p>第4 避難所における愛玩動物の対策</p> <p>町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所で係留又はケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。</p> <p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1 基本原則の周知</p> <p>町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。</p>	2-62	<p>第22節 避難収容対策</p> <p>第3 避難の長期化対策</p> <p>1 栄養状況調査の実施</p> <p>町は、避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要であることから、調査の実施方法・体制の<u>整備を図る。</u></p> <p>第4 避難所における愛玩動物の対策</p> <p>町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所で係留又はケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所開設・運営マニュアル等に記載する。</p> <p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1 基本原則の周知</p> <p>町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、<u>鉄道事業者</u>、学校等、関係団体などへの周知を図る。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-63	<p>第22節 避難収容対策</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線、災害 FM ラジオ (FM あおぞら) 等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話などのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。</p>	2-63	<p>第22節 避難収容対策</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線、災害 FM ラジオ (FM あおぞら) 等のメディアの活用、携帯電話(互理町メール配信サービス(ほっとメール便)を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話などのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。</p>
2-64 2-65	<p>第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第6 飲料水の確保</p> <p>1 備蓄</p> <p>備蓄については、第4次互理町総合発展計画に基づき行うものとする。</p>	2-65	<p>第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第6 飲料水の確保</p> <p>1 備蓄</p> <p>備蓄については、互理町総合発展計画に基づき行うものとする。</p>
2-65	<p>3 給水資機材</p> <p>応急給水の際に使用する車載用給水タンク、ろ過器、その他関連する資機材等の整備を図るほか、非常用飲料水袋を計画的に備蓄し数量の確保に努めるものとする。</p>	2-65	<p>3 給水資機材</p> <p>応急給水の際に使用する加圧式給水車、車載用給水タンク、その他関連する資機材等の整備を図るほか、非常用飲料水袋を計画的に備蓄し数量の確保に努めるものとする。</p>
2-66	<p>第24節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第2 高齢者、障害者等への対応</p> <p>介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー症患者など(以下、「要援護者」とする)、それぞれの身体機能等を考慮して災害時の対策を整える。</p>	2-66	<p>第24節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第2 高齢者、障害者等への対応</p> <p>介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー症患者などそれぞれの身体機能等を考慮して災害時の対策を整える。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第2章 災害予防対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
2-69	<p>第25節 複合災害対策</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>3 避難・退避体制の整備</p> <p>(1) 複合災害が想定される町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。</p>	2-69	<p>第25節 複合災害対策</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>3 避難・退避体制の整備</p> <p>(1) 町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。</p>
2-71	<p>第26節 廃棄物対策</p> <p>第3 主な措置内容</p> <p>2 応急体制の確保</p> <p>(2) 廃棄物（がれき等）の仮置き場を割山採取場跡地とする。（詳細は「第1編第3章第19節障害物の除去」に記載している。）</p> <p>第4 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築</p> <p>海岸管理者は、県と連携し、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。</p>	2-71	<p>第26節 廃棄物対策</p> <p>第3 主な措置内容</p> <p>2 応急体制の確保</p> <p>(2) 廃棄物（がれき等）の仮置き場を割山採取場とする。（詳細は「第1編第3章第19節障害物の除去」に記載している。）</p> <p><u>第4</u> 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築</p> <p>海岸管理者は、県と連携し、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後																
3-5	<p>第1節 情報の収集・伝達 第5 災害情報の収集・伝達 1 情報の収集 (2) 津波発生直後の被害の第一次情報等の収集 ハ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、<u>県警察等関係機関</u>の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。</p>	3-5	<p>第1節 情報の収集・伝達 第5 災害情報の収集・伝達 互理警察署意見により修正 1 情報の収集 (2) 津波発生直後の被害の第一次情報等の収集 ハ <u>町は</u>、行方不明者の数について、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明<u>になった者</u>について、<u>警察等</u>の<u>関係機関</u>の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。</p>																
3-5 3-6	<p>第5 災害情報の収集・伝達 2 被害状況の調査 (1) 被害調査体制 被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">被害調査区分</th> <th style="width: 25%;">調査担当責任者</th> <th style="width: 25%;">協力団体名</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設関係被害 (公営住宅、公園、上下水道を含む)</td> <td>都市建設課長 上下水道課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考	公共土木施設関係被害 (公営住宅、公園、上下水道を含む)	都市建設課長 上下水道課長			3-6	<p>第5 災害情報の収集・伝達 2 被害状況の調査 (1) 被害調査体制 被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">被害調査区分</th> <th style="width: 25%;">調査担当責任者</th> <th style="width: 25%;">協力団体名</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設関係被害 (公営住宅、公園、上下水道を含む)</td> <td>都市建設課長 上下水道課長 <u>復興まちづくり課</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考	公共土木施設関係被害 (公営住宅、公園、上下水道を含む)	都市建設課長 上下水道課長 <u>復興まちづくり課</u>		
被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考																
公共土木施設関係被害 (公営住宅、公園、上下水道を含む)	都市建設課長 上下水道課長																		
被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考																
公共土木施設関係被害 (公営住宅、公園、上下水道を含む)	都市建設課長 上下水道課長 <u>復興まちづくり課</u>																		

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-8	<p>第1節 情報の収集・伝達 第5 災害情報の収集・伝達 4 住民への伝達 住民への情報伝達は、広報車及び防災行政無線、<u>屋外拡声装置等</u>により行う。 災害発生直後を中心に、住民の安全確認の問い合わせが殺到することが予想されるため、災害対策本部に安否の確認や相談等に対応する窓口を設置する。担当は、企画財政課とする。 窓口を設置したときには、広報車及び防災行政無線、<u>屋外拡声装置</u>、報道機関等により住民等へ周知する。</p>	3-8	<p>第1節 情報の収集・伝達 第5 災害情報の収集・伝達 4 住民への伝達 住民への情報伝達は、広報車及び防災行政無線、<u>メール（亙理町メール配信サービス（ほっとメール便）等）、災害FM ラジオ等</u>により行う。 災害発生直後を中心に、住民の安全確認の問い合わせが殺到することが予想されるため、災害対策本部に安否の確認や相談等に対応する窓口を設置する。担当は、企画財政課とする。 窓口を設置したときには、広報車及び防災行政無線、<u>メール（亙理町メール配信サービス（ほっとメール便）等）、災害FM ラジオ</u>、報道機関等により住民等へ周知する。</p>
3-10	<p>第2節 災害広報活動 第3 広報の方法 3 広報の方法 (9) 携帯メールや緊急速報メール</p>	3-10	<p>第2節 災害広報活動 第3 広報の方法 3 広報の方法 (9) 携帯メール <u>（亙理町メール配信サービス（ほっとメール便））</u> や緊急速報メール</p>
3-13 3-14	<p>第3節 防災活動体制 第9 警察の活動 亙理警察署長は、重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常招集の規定に基づき警察官を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出、救助活動等所定の災害警備活動を行う。</p>	3-15	<p>第3節 防災活動体制 第9 警察の活動 亙理警察署意見により修正 亙理警察署長は、<u>津波による</u>重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常招集の規定に基づき警察官を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出、救助活動等所定の災害警備活動を行う。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後																		
3-16	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5 <u>広域緊急援助隊</u>の応援活動</p> <p>互理警察署長は、被災者の救助、緊急交通路の確保等のため応援が必要と認められるときは、警察本部に対し、調整に基づき<u>広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。</u></p> <p>*広域緊急援助隊とは、大規模な災害発生、又はその恐れのある場合に、都道府県の枠を超えて被害情報・交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保等の活動を行う組織。</p>	3-17	<p>第4節 相互応援活動</p> <p style="text-align: right; color: red;">互理警察署意見により修正</p> <p>第5 <u>警察災害派遣隊</u>の応援活動</p> <p>互理警察署長は、被災者の救助、緊急交通路の確保等のため応援が必要と認められるときは、警察本部に対し、<u>警察官等の応援部隊の派遣要請等の措置をとる。</u></p>																		
3-20	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第6 派遣部隊の受入れ体制</p> <p>6 その他必要な事項</p> <p>車両の駐車場所は次のとおりとし、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>駐車地区</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>互理公園野球場</td> <td>逢隈鹿島字寺前南</td> <td>90×100</td> </tr> <tr> <td>割山採取場跡地</td> <td>字北猿田</td> <td>150×200</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※専門部会資料では、当該表の記載が抜けていた。</p>	駐車地区	所在地	面積	互理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100	割山採取場跡地	字北猿田	150×200	3-22	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第6 派遣部隊の受入れ体制</p> <p>6 その他必要な事項</p> <p>車両の駐車場所は次のとおりとし、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>駐車地区</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>互理公園野球場</td> <td>逢隈鹿島字寺前南</td> <td>90×100</td> </tr> <tr> <td>割山採取場</td> <td>字北猿田</td> <td>150×200</td> </tr> </tbody> </table>	駐車地区	所在地	面積	互理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100	割山採取場	字北猿田	150×200
駐車地区	所在地	面積																			
互理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100																			
割山採取場跡地	字北猿田	150×200																			
駐車地区	所在地	面積																			
互理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100																			
割山採取場	字北猿田	150×200																			

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後													
3-20 3-21	ヘリコプター発着場所を次のとおり定めておくものとする。 ヘリポート適地調査表		ヘリコプター発着場所を次のとおり定めておくものとする。 ヘリポート適地調査表													
	ヘリポート適地の名称	所在地	施設管理者	電話番号	施設規模	地積	用途	水利	ヘリポート適地の名称	所在地	施設管理者	電話番号	施設規模	面積	用途	水利
	亘理町立亘理中学校	亘理町字沼頭1	学校長	0223(34)1400	大型	130×90	一般林野	プール	亘理町立亘理中学校	亘理町字沼頭1	学校長	0223-34-1400	大型	130 ^m ×90 ^m	一般林野	プール
	〃 荒浜中学校	〃 荒浜字東本倉70-5	〃	(35)2425	中型	100×75	一般	〃	〃 吉田中学校	〃 吉田字松元238	〃	0223-36-2022	大型	100 ^m ×100 ^m	〃	〃
	〃 吉田中学校	〃 吉田字松元238	〃	(36)2022	大型	100×100	〃	〃	〃 逢隈中学校	〃 逢隈牛袋字南西河原2-6	〃	0223-34-1557	中型	100 ^m ×75 ^m	一般林野	防火水槽プール
	〃 逢隈中学校	〃 逢隈牛袋字南西河原2-6	〃	(34)1557	中型	100×75	一般林野	防火水槽プール	あぶくま公園野球場	〃 逢隈田沢字下川前地先	〃	(34)1111	車型	100 ^m ×100 ^m	〃	河川
	計5箇所								計4箇所							

※荒浜中は浸水区域内にあるので不適→削除

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後								
3-22	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第3 警察の活動</p> <p>1 救出、救助が必要なものを発見した場合又は同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出、救助活動を行う。</p> <p>2 被害状況により機動隊等災害警備部隊を出動させる。</p> <p>3 警察官及び応援機動隊員等により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。</p>	3-23	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p style="text-align: right; color: red;">亘理警察署意見により修正</p> <p>第3 警察の活動</p> <p>1 救出、救助が必要なものを発見した場合又は同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出、救助活動を行う。</p> <p>2 警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。</p>								
3-24	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第2 医療救護の実施要領</p> <p>4 医療救護班の編成</p> <p>・災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、亘理郡医師会に要請し、医療救護班(医師1名、看護師2名、<u>町職員</u>1名)を編成する。緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。</p>	3-25	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第2 医療救護の実施要領</p> <p>4 医療救護班の編成</p> <p>・災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、亘理郡医師会に要請し、医療救護班(医師1名、看護師2名、<u>事務</u>1名)を編成する。緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。</p>								
3-25	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第4 医薬品、医療資機材の調達</p> <p>医療救護のために、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、<u>岩沼薬剤師会の協力により業者等から調達する。</u></p>	3-26	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第4 医薬品、医療資機材の調達</p> <p>医療救護のために、必要な医薬品及び衛生材料等は、<u>岩沼薬剤師会との協定に基づき業者等から調達する。</u></p>								
3-26	<p>第9節 消火活動</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">主な実施担当</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災関係機関等</td> <td>亘理消防本部、その他防災関係機関</td> </tr> </table>	主な実施担当		防災関係機関等	亘理消防本部、その他防災関係機関	3-27	<p>第9節 消火活動</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">主な実施担当</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災関係機関等</td> <td>亘理消防本部、その他防災関係機関</td> </tr> </table>	主な実施担当	総務課	防災関係機関等	亘理消防本部、その他防災関係機関
主な実施担当											
防災関係機関等	亘理消防本部、その他防災関係機関										
主な実施担当	総務課										
防災関係機関等	亘理消防本部、その他防災関係機関										

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後								
3-29	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">主な実施担当</td> <td>総務課、都市建設課、企画財政課、税務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災関係機関等</td> <td>亶理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙山河川国道事務所 岩沼国道維持出張所、東日本高速道路株式会社東北支社</td> </tr> </table>	主な実施担当	総務課、都市建設課、企画財政課、税務課	防災関係機関等	亶理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙山河川国道事務所 岩沼国道維持出張所、東日本高速道路株式会社東北支社	3-30	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">主な実施担当</td> <td>総務課、<u>農林水産課</u>、都市建設課、企画財政課、税務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災関係機関等</td> <td>亶理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙山河川国道事務所 岩沼国道維持出張所、東日本高速道路株式会社東北支社</td> </tr> </table>	主な実施担当	総務課、 <u>農林水産課</u> 、都市建設課、企画財政課、税務課	防災関係機関等	亶理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙山河川国道事務所 岩沼国道維持出張所、東日本高速道路株式会社東北支社
主な実施担当	総務課、都市建設課、企画財政課、税務課										
防災関係機関等	亶理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙山河川国道事務所 岩沼国道維持出張所、東日本高速道路株式会社東北支社										
主な実施担当	総務課、 <u>農林水産課</u> 、都市建設課、企画財政課、税務課										
防災関係機関等	亶理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙山河川国道事務所 岩沼国道維持出張所、東日本高速道路株式会社東北支社										
3-29	<p>第2 交通規制</p> <p>1 交通規制の基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">道路管理者、亶理警察署は、交通規制の実施にあたっては、次のような方針のもとに行う。</p> <p>(1) <u>被災地内における一般車両の走行抑制及び進入の禁止</u></p> <p>(2) <u>避難路、緊急輸送道路における一般車両の通行禁止、制限</u></p> <p>3 交通安全確保のための交通規制</p> <p>(1) <u>亶理警察署長の措置</u></p> <p style="padding-left: 20px;">災害の発生が予想され、又は発生したときは、<u>直ちに所轄区域内の道路交通状況を調査し、必要がある場合は警察官が現地で指導するか、又は、道路標識等(道路交通法施行規則に定める標識)を表示し、交通規制を行う。</u></p>	3-30	<p style="color: red; font-weight: bold;">亶理警察署意見により修正</p> <p>第2 交通規制</p> <p>1 交通規制の基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">道路管理者、警察は、交通規制の実施にあたっては、次のような方針のもとに行う。</p> <p>(1) <u>被災地内への流入抑制と走行規制</u></p> <p>(2) <u>避難路への流入抑制と緊急交通路への流入規制</u></p> <p>3 交通安全確保のための交通規制</p> <p>(1) 警察の措置</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>警察は、災害の発生が予想され、又は発生した場合は、現場の警察官及び関係機関等から情報収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</u></p>								

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-29 3-30	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第2 交通規制</p> <p>4 緊急輸送のための交通規制</p> <p>(1) 亘理警察署長の措置</p> <p>ㄠ 亘理警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、亘理警察署において緊急車両の確認及び標章等の交付を<u>実施し、円滑な緊急輸送を図る。</u></p> <p>ㄡ 緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。(事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両番号票に表示されている番号 ・車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名） ・使用者の住所、氏名 ・輸送日時 ・輸送経路（出発地、経由地及び目的地名） <p>ㄢ 確認にあつては、けが人等を乗せた一般車両についても配慮する。</p> <p>ㄣ その他参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を行う。 ・放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。 ・一般車両の運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 <p>(2) その他</p> <p>警察官が現場にいない場合は、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は、放置車両の撤去及び運転者に対する措置命令を行う。</p>	3-30 3-31	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第2 交通規制 亘理警察署意見により修正</p> <p>4 緊急通行車両の確認手続き</p> <p>(1) 亘理警察署長の措置</p> <p>亘理警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、亘理警察署において緊急車両の確認及び標章等の交付を行う。</p> <p>(2) 申し出事項</p> <p>緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 車両番号票に表示されている番号 ロ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名） ハ 使用者の住所、氏名 ニ 輸送日時 ホ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名） ヘ <u>その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出する。）</u> <p>5 緊急交通路確保のための措置</p> <p>(1) 交通管制施設の復旧</p> <p>警察は、<u>交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を行う。</u></p> <p>(2) 放置車両の撤去</p> <p>警察は、<u>緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</u></p> <p>(3) 運転者等に対する措置命令</p> <p>警察は、<u>緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて一般車両の運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。</u></p> <p>(4) 自衛官、消防職員の措置</p> <p>警察官が現場にいない場合は、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は、放置車両の撤去及び運転者に対する措置命令を行う。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後																																																							
3-30	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第4 交通整理隊の編成</p> <p>災害時に、各機関では交通の安全を確保できない場合、又は特に必要な場合は、警察署等関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。</p> <p>交通指導隊、消防職員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。</p> <p>所要人員等必要な事項は、その都度決定する。</p>	3-31	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p style="text-align: right;">亙理警察署意見により修正</p> <p>第4 交通整理隊の編成</p> <p>災害時に、各機関では交通の安全を確保できない場合、又は特に必要な場合は、警察署等関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。</p> <p>交通整理隊は、交通指導隊、消防職員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。</p>																																																							
3-33	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第4 ヘリコプターの離着陸場</p> <p>1 離着陸場の確保</p> <p>イ 亙理町が適当と認める飛行場外離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発着場所</th> <th>位置</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>周囲の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亙理中学校</td> <td>校庭</td> <td>字沼頭1</td> <td>130×90</td> <td>校舎・山林</td> </tr> <tr> <td>荒浜中学校</td> <td>〃</td> <td>荒浜字東本倉 70-5</td> <td>100×75</td> <td>校舎・畑</td> </tr> <tr> <td>吉田中学校</td> <td>〃</td> <td>吉田字松元238</td> <td>100×100</td> <td>校舎・畑</td> </tr> <tr> <td>逢隈中学校</td> <td>〃</td> <td>逢隈牛袋字南西河原</td> <td>100×75</td> <td>校舎・畑</td> </tr> <tr> <td>あぶくま公園 野球場</td> <td>グラウンド</td> <td>逢隈田沢字下川前地内</td> <td>100×100</td> <td>畑</td> </tr> </tbody> </table>	発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況	亙理中学校	校庭	字沼頭1	130×90	校舎・山林	荒浜中学校	〃	荒浜字東本倉 70-5	100×75	校舎・畑	吉田中学校	〃	吉田字松元238	100×100	校舎・畑	逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原	100×75	校舎・畑	あぶくま公園 野球場	グラウンド	逢隈田沢字下川前地内	100×100	畑	3-34	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第4 ヘリコプターの離着陸場</p> <p>1 離着陸場の確保</p> <p>イ 亙理町が適当と認める飛行場外離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発着場所</th> <th>位置</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>周囲の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亙理中学校</td> <td>校庭</td> <td>字沼頭1</td> <td>130^m×90^m</td> <td>校舎・山林</td> </tr> <tr> <td>吉田中学校</td> <td>〃</td> <td>吉田字松元238</td> <td>100^m×100^m</td> <td>校舎・畑</td> </tr> <tr> <td>逢隈中学校</td> <td>〃</td> <td>逢隈牛袋字南西河原2-6</td> <td>100^m×75^m</td> <td>校舎・畑</td> </tr> <tr> <td>あぶくま公園 野球場</td> <td>グラウンド</td> <td>逢隈田沢字下川前地内</td> <td>100^m×100^m</td> <td>畑</td> </tr> </tbody> </table> <p>※荒浜中は浸水区域内にあるので不適→削除</p>	発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況	亙理中学校	校庭	字沼頭1	130 ^m ×90 ^m	校舎・山林	吉田中学校	〃	吉田字松元238	100 ^m ×100 ^m	校舎・畑	逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原2-6	100 ^m ×75 ^m	校舎・畑	あぶくま公園 野球場	グラウンド	逢隈田沢字下川前地内	100 ^m ×100 ^m	畑
発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況																																																						
亙理中学校	校庭	字沼頭1	130×90	校舎・山林																																																						
荒浜中学校	〃	荒浜字東本倉 70-5	100×75	校舎・畑																																																						
吉田中学校	〃	吉田字松元238	100×100	校舎・畑																																																						
逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原	100×75	校舎・畑																																																						
あぶくま公園 野球場	グラウンド	逢隈田沢字下川前地内	100×100	畑																																																						
発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況																																																						
亙理中学校	校庭	字沼頭1	130 ^m ×90 ^m	校舎・山林																																																						
吉田中学校	〃	吉田字松元238	100 ^m ×100 ^m	校舎・畑																																																						
逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原2-6	100 ^m ×75 ^m	校舎・畑																																																						
あぶくま公園 野球場	グラウンド	逢隈田沢字下川前地内	100 ^m ×100 ^m	畑																																																						

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後								
3-37	<p>第12節 避難活動</p> <p>第6 避難所の開設</p> <p>3 避難所の管理等</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は「避難所運営マニュアル」のとおりとする。</p>	3-38	<p>第12節 避難活動</p> <p>第6 避難所の開設</p> <p>3 避難所の管理等</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」のとおりとする。</p>								
3-39	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">主な実施担当</td> <td>都市建設課、福祉課、被災者支援課、</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>仙台土木事務所、宮城県(保健福祉総務課、住宅課)</td> </tr> </table>	主な実施担当	都市建設課、福祉課、被災者支援課、	防災関係機関等	仙台土木事務所 、宮城県(保健福祉総務課、住宅課)	3-40	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">仙台土木事務所意見により修正</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">主な実施担当</td> <td>都市建設課、福祉課、被災者支援課、 <u>復興まちづくり課</u></td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>宮城県(保健福祉総務課、住宅課)</td> </tr> </table>	主な実施担当	都市建設課、福祉課、被災者支援課、 <u>復興まちづくり課</u>	防災関係機関等	宮城県(保健福祉総務課、住宅課)
主な実施担当	都市建設課、福祉課、被災者支援課、										
防災関係機関等	仙台土木事務所 、宮城県(保健福祉総務課、住宅課)										
主な実施担当	都市建設課、福祉課、被災者支援課、 <u>復興まちづくり課</u>										
防災関係機関等	宮城県(保健福祉総務課、住宅課)										
3-41	<p>第14節 相談活動</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">主な実施担当</td> <td>町民生活課、被災者支援課</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>日本司法支援センター(法テラス)、宮城県</td> </tr> </table> <p>第2 相談窓口の設置</p> <p>また、必要により<u>法テラス</u>や<u>県</u>の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図るように努める。</p>	主な実施担当	町民生活課、被災者支援課	防災関係機関等	日本司法支援センター(法テラス) 、宮城県	3-42	<p>第14節 相談活動</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">主な実施担当</td> <td>町民生活課、被災者支援課</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>宮城県</td> </tr> </table> <p>第2 相談窓口の設置</p> <p>また、必要により<u>専門</u>の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図るように努める。</p>	主な実施担当	町民生活課、被災者支援課	防災関係機関等	宮城県
主な実施担当	町民生活課、被災者支援課										
防災関係機関等	日本司法支援センター(法テラス) 、宮城県										
主な実施担当	町民生活課、被災者支援課										
防災関係機関等	宮城県										

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後								
3-43	<p>第15節 災害時要援護者・外国人対策</p> <p>第2 災害時要援護者</p> <p>2 援護体制の確立と実施</p> <p>(3) 避難所での援護</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要援護者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅等への優先的入居に努める。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 町は、被災地及び避難所における要援護者等に対し、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p>	3-44	<p>第15節 災害時要援護者・外国人対策</p> <p>第2 災害時要援護者</p> <p>2 援護体制の確立と実施</p> <p>(3) 避難所での援護</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要援護者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 町は、被災地及び避難所における要援護者等に対し、<u>保健師</u>、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p>								
3-45	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <table border="1" data-bbox="315 882 1030 1107"> <tr> <td>主な実施担当</td> <td>用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、上下水道課、被災者支援課</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関</td> </tr> </table>	主な実施担当	用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、上下水道課、被災者支援課	防災関係機関等	東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関	3-46	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <table border="1" data-bbox="1279 882 2004 1150"> <tr> <td>主な実施担当</td> <td>用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、<u>商工観光課</u>、上下水道課、被災者支援課</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関</td> </tr> </table>	主な実施担当	用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、 <u>商工観光課</u> 、上下水道課、被災者支援課	防災関係機関等	東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関
主な実施担当	用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、上下水道課、被災者支援課										
防災関係機関等	東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関										
主な実施担当	用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、 <u>商工観光課</u> 、上下水道課、被災者支援課										
防災関係機関等	東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関										

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後												
3-45 3-46	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第2 食料</p> <p>1 主食</p> <p>(3) 調達方法</p> <p>ロ 災害救助法が発令され、知事から<u>政府米</u>の交付を受ける場合</p> <p>・政府指定倉庫から直接受け取る。</p> <p>・通信交通等の途絶により、知事に<u>主食の応急配給申請</u>ができない場合は、町長は<u>東北農政局長(食糧部)</u>に対し<u>直接申請し、現物の交付</u>を受ける。</p> <p>(4) 配給</p> <p>町役場等に備蓄、集積された食料等を各避難場所等へ配給する。</p>	3-46 3-47	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第2 食料</p> <p style="text-align: right; color: red;">東北農政局意見により修正</p> <p>1 主食</p> <p>(3) 調達方法</p> <p>ロ 災害救助法が発令され、知事から<u>政府所有米穀</u>の交付を受ける場合</p> <p>・<u>受託事業者から県に引き渡された政府所有米穀</u>を直接受け取る。</p> <p>・通信交通等の途絶により、知事が<u>政府所有米穀の要請連絡</u>ができない場合は、町長は<u>農林水産省生産局長</u>に対し<u>直接連絡し、政府所有米穀</u>の交付を受ける。</p> <p>(4) 配給</p> <p>町役場等に備蓄、集積された食料等を各避難場所等へ配給する。</p>												
3-46	<p>3 炊き出しの実施</p> <p>(1) 炊き出し担当等</p> <p>炊き出し担当は<u>健康推進課、町民生活課、税務課</u>とする。</p>	3-47	<p>3 炊き出しの実施</p> <p>(1) 炊き出し担当等</p> <p>炊き出し担当は<u>町民生活課、税務課</u>とする。</p>												
3-46	<p>(3) 炊き出しの実施場所</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">実施場所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">学校給食センター</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">中央公民館</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">勤労青少年ホーム</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">農村環境改善センター</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">働く婦人の家</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">農村創作活動センター</td></tr> </table>	実施場所	学校給食センター	中央公民館	勤労青少年ホーム	農村環境改善センター	働く婦人の家	農村創作活動センター	3-47	<p>(3) 炊き出しの実施場所</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">実施場所</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">学校給食センター</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">中央公民館</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">働く婦人の家</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">農村創作活動センター</td></tr> </table> <p>※浸水区域内の施設は不適→削除</p>	実施場所	学校給食センター	中央公民館	働く婦人の家	農村創作活動センター
実施場所															
学校給食センター															
中央公民館															
勤労青少年ホーム															
農村環境改善センター															
働く婦人の家															
農村創作活動センター															
実施場所															
学校給食センター															
中央公民館															
働く婦人の家															
農村創作活動センター															

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後																																								
3-46 3-47	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第2 食料</p> <p>5 食料品の集積、配分</p> <p>(1) 食料品の集積場所</p> <p>備蓄及び調達された食料品の集積場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理責任者</th> <th>電話番号</th> <th>配分対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央公民館</td> <td>亙理町字旧館 61-22</td> <td>亙理町長</td> <td>0223-34-1111</td> <td>本町全域並びに亙理地区</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年ホーム</td> <td>荒浜字中野 33</td> <td>〃</td> <td>35-2011</td> <td>荒浜地区</td> </tr> <tr> <td>農村環境改善センター</td> <td>吉田字大塚 185</td> <td>〃</td> <td>0223-36-3114</td> <td>吉田地区</td> </tr> <tr> <td>働く婦人の家</td> <td>逢隈田沢字鈴木堀 6-8</td> <td>〃</td> <td>34-1555</td> <td>逢隈地区</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域	中央公民館	亙理町字旧館 61-22	亙理町長	0223-34-1111	本町全域並びに亙理地区	勤労青少年ホーム	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区	農村環境改善センター	吉田字大塚 185	〃	0223-36-3114	吉田地区	働く婦人の家	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区	3-47	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第2 食料</p> <p>5 食料品の集積、配分</p> <p>(1) 食料品の集積場所</p> <p>備蓄及び調達された食料品の集積場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理責任者</th> <th>電話番号</th> <th>配分対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央公民館</td> <td>亙理町字旧館 61-22</td> <td>亙理町長</td> <td>0223-34-1111</td> <td>本町全域並びに亙理地区</td> </tr> <tr> <td>働く婦人の家</td> <td>逢隈田沢字鈴木堀 6-8</td> <td>〃</td> <td>0223-34-1555</td> <td>逢隈地区</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※浸水区域内の施設は不適→削除</p>	施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域	中央公民館	亙理町字旧館 61-22	亙理町長	0223-34-1111	本町全域並びに亙理地区	働く婦人の家	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	0223-34-1555	逢隈地区
施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域																																							
中央公民館	亙理町字旧館 61-22	亙理町長	0223-34-1111	本町全域並びに亙理地区																																							
勤労青少年ホーム	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区																																							
農村環境改善センター	吉田字大塚 185	〃	0223-36-3114	吉田地区																																							
働く婦人の家	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区																																							
施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域																																							
中央公民館	亙理町字旧館 61-22	亙理町長	0223-34-1111	本町全域並びに亙理地区																																							
働く婦人の家	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	0223-34-1555	逢隈地区																																							
3-47	<p>(2) 配分担当</p> <p>調達した食料品の配分担当は健康推進課、町民生活課、税務課、被災者支援課とする。</p> <p>食料品の配分を適切に行うため、次の班を編成するとともに、現場責任者を配置し、指導及び関係事項を記録する。</p> <p>また、栄養管理のため管理栄養士を配置する。</p> <p style="text-align: center;">食料品の配分班編成</p>	3-48	<p>(2) 配分担当</p> <p>調達した食料品の配分担当は町民生活課、税務課、被災者支援課とする。</p> <p>食料品の配分を適切に行うため、現場責任者を配置し、指導及び関係事項を記録する。</p> <p>また、栄養管理のため管理栄養士を配置する。</p> <p style="text-align: center;">表を削除</p>																																								

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後																		
3-47	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第3 飲料水</p> <p>1 給水担当</p> <p style="padding-left: 20px;">上下水道課と用地対策課が担当し、次の班を編成する。</p> <p style="text-align: center;">給水班の編成</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 20%;">班長</th> <th style="width: 60%;">運転手(広報員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報連絡員</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u>名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 給水要領</p> <p>(1) 給水の対象者</p> <p style="padding-left: 20px;">被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。</p> <p>(2) 給水量</p> <p style="padding-left: 20px;">1人1日<u>3</u>0程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。</p> <p>(3) 給水期間</p> <p style="padding-left: 20px;">原則として、災害発生の日から<u>7</u>日以内とする。</p>	班名	班長	運転手(広報員)	広報連絡員	1名	1名	給水班	1名	<u>4</u> 名	3-48	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第3 飲料水</p> <p>1 給水担当</p> <p style="padding-left: 20px;">上下水道課と用地対策課が担当し、次の班を編成する。</p> <p style="text-align: center;">給水班の編成</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 20%;">班長</th> <th style="width: 60%;">運転手(広報員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報連絡員</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;"><u>7</u>名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 給水要領</p> <p>(1) 給水の対象者</p> <p style="padding-left: 20px;">被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。</p> <p>(2) 給水量</p> <p style="padding-left: 20px;">1人1回<u>6</u>0程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。</p> <p>(3) 給水期間</p> <p style="padding-left: 20px;">原則として、災害発生の日から水道施設が復旧するまでとする。</p>	班名	班長	運転手(広報員)	広報連絡員	1名	1名	給水班	1名	<u>7</u> 名
班名	班長	運転手(広報員)																			
広報連絡員	1名	1名																			
給水班	1名	<u>4</u> 名																			
班名	班長	運転手(広報員)																			
広報連絡員	1名	1名																			
給水班	1名	<u>7</u> 名																			
3-47 3-48	<p>3 給水方法</p> <p>(1) 運搬給水</p> <p style="padding-left: 20px;">運搬給水は、給水タンク・ポリタンク及び非常用飲料水袋等により直接被災者に給水する。</p>	3-48	<p>3 給水方法</p> <p>(1) 運搬給水</p> <p style="padding-left: 20px;">運搬給水は、<u>給水車</u>、給水タンク・ポリタンク及び非常用飲料水袋等により直接被災者に給水する。</p>																		

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後																																								
3-48	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 生活物資</p> <p>2 調達方法</p> <p>(3) 集積場所</p> <p>調達物資及び義援品の集積場所は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">生活物資の集積場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理責任者</th> <th>電話番号</th> <th>配分対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央公民館</td> <td>亶理町字旧館 61-22</td> <td>亶理町長</td> <td>34-1111</td> <td>本町全域並びに亶理地区</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年ホーム</td> <td>荒浜字中野 33</td> <td>〃</td> <td>35-2011</td> <td>荒浜地区</td> </tr> <tr> <td>農村環境改善センター</td> <td>吉田字大塚 185</td> <td>〃</td> <td>36-3114</td> <td>吉田地区</td> </tr> <tr> <td>働く婦人の家</td> <td>〃 逢隈田 沢字鈴木堀 6-8</td> <td>〃</td> <td>34-1555</td> <td>逢隈地区</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域	中央公民館	亶理町字旧館 61-22	亶理町長	34-1111	本町全域並びに亶理地区	勤労青少年ホーム	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区	農村環境改善センター	吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区	働く婦人の家	〃 逢隈田 沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区	3-49	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 生活物資</p> <p>2 調達方法</p> <p>(3) 集積場所</p> <p>調達物資及び義援品の集積場所は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">生活物資の集積場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理責任者</th> <th>電話番号</th> <th>配分対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央公民館</td> <td>亶理町字旧館 61-22</td> <td>亶理町長</td> <td>0223-34-1111</td> <td>本町全域並びに亶理地区</td> </tr> <tr> <td>働く婦人の家</td> <td>〃 逢隈田 沢字鈴木堀 6-8</td> <td>〃</td> <td>0223-34-1555</td> <td>逢隈地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>※浸水区域内の施設は不適→削除</p>	施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域	中央公民館	亶理町字旧館 61-22	亶理町長	0223-34-1111	本町全域並びに亶理地区	働く婦人の家	〃 逢隈田 沢字鈴木堀 6-8	〃	0223-34-1555	逢隈地区
施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域																																							
中央公民館	亶理町字旧館 61-22	亶理町長	34-1111	本町全域並びに亶理地区																																							
勤労青少年ホーム	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区																																							
農村環境改善センター	吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区																																							
働く婦人の家	〃 逢隈田 沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区																																							
施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域																																							
中央公民館	亶理町字旧館 61-22	亶理町長	0223-34-1111	本町全域並びに亶理地区																																							
働く婦人の家	〃 逢隈田 沢字鈴木堀 6-8	〃	0223-34-1555	逢隈地区																																							
3-53	<p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>主な実施担当</td> <td>総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会</td> </tr> </tbody> </table>	主な実施担当	総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課	防災関係機関等	仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会	3-54	<p>第19節 遺体等の捜索・措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>主な実施担当</td> <td>総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td><u>宮城海上保安部</u>、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会</td> </tr> </tbody> </table>	主な実施担当	総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課	防災関係機関等	<u>宮城海上保安部</u> 、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会																																
主な実施担当	総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課																																										
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会																																										
主な実施担当	総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課																																										
防災関係機関等	<u>宮城海上保安部</u> 、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会																																										

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-53	<p><u>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</u></p> <p>第1 目的 町および関係機関は、災害により行方不明となった者の捜索及び<u>遺体</u>の収容・応急埋葬を速やかに実施し、民心の安定を図る。</p> <p>行方不明者の届出、受付けは総務課が行い、安否確認の情報を一元化する。</p> <p><u>第2 対象者と実施期間</u></p> <p>1 対象 (1) 行方不明者の捜索 災害により行方不明にある者 (2) 遺体の<u>処理・収容</u></p> <p>2 実施期間 災害発生の日から、原則として10日以内に実施する。 (生死不明の状態にあるものの捜索は発災後3日以内、3日経過後は遺体の捜索に切り替えて10日以内となる。)</p>	3-54	<p><u>第19節 遺体等の捜索・措置</u> 互理警察署意見により修正</p> <p>第1 目的 町は、<u>防災関係機関と連携し</u>、災害により行方不明となった者の捜索及び<u>遺体</u>の収容・応急埋葬を速やかに実施し、民心の安定を図る。</p> <p><u>第2 遺体等の捜索</u></p> <p>1 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。 警察及び防災関係機関は、<u>検視(死体見分)、死亡者の措置、及び行方不明者の捜索等</u>に関し相互に協力する。</p> <p>2 町は、<u>町職員、警察官、消防職員、消防団員等</u>により捜索班を編成する。</p> <p>3 行方不明者の届出、受付けは総務課が行い、安否確認の情報を一元化し、<u>警察と情報を共有</u>する。</p> <p><u>第3 対象者</u></p> <p>1 対象 (1) 行方不明者の捜索 災害により行方不明にある者 (2) 遺体の<u>措置</u></p> <p style="text-align: right;">互理警察署意見により、実施期間を削除</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-53 3-54	<p><u>3</u> 行方不明者の捜索 行方不明者の捜索は捜索班を編成して行う。 (1) 捜索班の編成 行方不明者の捜索については、町職員、警察官、消防団員等により捜索班を編成し、状況に応じ、遺体の処理、収容、埋葬をあわせて実施する。 なお、行方不明者の捜索に際しては、円滑に行われるよう、事前に関係の医療機関と緊密に連絡をとる。 (2) 事務処理 行方不明者の捜索を行った場合は、次の事項を明らかにする。 イ 実施責任者 ホ 捜索用資器材の使用状況(借上関係の内容も含む) ロ 死体発見者 ヘ 費用 ハ 捜索年月日 ト 従事人員 ニ 捜索地域</p>	3-54	<p><u>2</u> 行方不明者の捜索</p> <p style="text-align: center;">巨理警察署意見により、修正</p> <p>行方不明者の捜索に際しては、円滑に行われるよう、事前に関係の医療機関と緊密に連絡をとる。 (1) 事務処理 行方不明者の捜索を行った場合は、次の事項を明らかにする。 イ 実施責任者 ホ 捜索用資器材の使用状況(借上関係の内容も含む) ロ <u>遺体</u>発見者 ヘ 費用 ハ 捜索年月日 ト 従事人員 ニ 捜索地域 また、宮城海上保安部は、海上において、行方不明者等の情報を入手したときは、<u>巡視船艇航空機により捜索を行う。</u></p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-54	<p>4 遺体の処理・収容</p> <p>(1)実施方法 遺体を発見した場合は、その場所又は一時保存場所において、<u>遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施し、遺族が明らかである場合はその旨連絡し、必要な措置をとる。</u> 遺族がわからない場合は一時保存所に収容する。 身元不明者については、人相、特徴、遺留品、発見場所等を記録し、広報等により遺族を捜す。 一時保存場所の開設予定場所は資料編(130頁、「遺体の処理 死体の一時保存場所」)のとおりとする。ただし、死者多数により収容できない場合、あるいは開設予定場所が災害により使用できない場合は、近隣市町に協力を求める。</p> <p>(2)遺体の確認 町は、警察署と緊密な連絡をとり、<u>検視(死体見分)または検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視(死体見分)を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。</u></p> <p>(3)棺やドライアイスの確保 遺体の保管に必要となる棺やドライアイスを確保し、必要であれば県に要請する。</p>	3-55	<p>第4 遺体の措置 亙理警察署意見により修正</p> <p>1 実施方法 <u>(1) 遺体を発見した場合は、その場所又は遺体の収容所に搬送のうえ、警察による検視(死体見分)を行った後に、遺族が明らかである場合はその旨連絡し、引渡し等の必要な措置をとる。</u> 遺族がわからない場合は一時保存所に収容する。 <u>(2) 身元不明者については、人相、特徴、遺留品、発見場所等を記録し、広報等により遺族を捜す。</u> 一時保存場所の開設予定場所は資料編(130頁、「遺体の処理 遺体の一時保存場所」)のとおりとする。ただし、死者多数により収容できない場合、あるいは開設予定場所が災害により使用できない場合は、近隣市町に協力を求める。</p> <p>2 遺体の確認 町は、警察と緊密な連絡をとり、<u>警察による検視(死体見分)を実施した遺体数及び死亡届出が出された数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。</u></p> <p>3 棺やドライアイスの確保 町は、遺体の保管に必要となる棺やドライアイスを確保し、必要であれば県に要請する。 <u>また、警察及び宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視(死体見分)を行う。</u></p>
3-58	<p>第21節 社会秩序維持活動</p> <p>第2 犯罪の防止 <u>亙理警察署は、独自に又は自主防犯組織等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し、</u> <u>犯罪の予防、不法行為の取締りを行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。</u></p>	3-60	<p>第21節 社会秩序維持活動 亙理警察署意見により修正</p> <p>第2 犯罪の防止 警察は、<u>治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動、犯罪の予防及び不法行為の取締りを行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。</u></p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-59	<p>第22節 応急教育活動</p> <p>第2 学校教育対策</p> <p>2 避難</p> <p>(3) 保護者への引渡し</p> <p>イ 校内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。</p>	3-61	<p>第22節 応急教育活動</p> <p>第2 学校教育対策</p> <p>2 避難</p> <p>(3) 保護者への引渡し</p> <p>イ 校内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。</p>
3-69 3-70	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>1 応急体制及び応急措置</p> <p>上下水道課は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに下水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。</p> <p>その際、避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。</p> <p>■下水道施設復旧フロー</p> <p style="padding-left: 2em;">＜省略＞</p> <p>町は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。</p> <p>(2) ポンプ施設</p> <p>町は、ポンプ施設の構造機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管の敷設等による下水の排除及び処理機能の確保に努める。</p>	3-72	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>1 応急体制及び応急措置</p> <p>上下水道課は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに下水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。<u>また、宮城県に対し広域的な支援要請を行う。</u></p> <p>その際、避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。</p> <p>■下水道施設復旧フロー</p> <p style="padding-left: 2em;">＜省略＞</p> <p>町は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。</p> <p>(2) ポンプ施設</p> <p>町は、ポンプ施設の機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管の敷設等による下水の排除に努める。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-70 3-71	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第4 電力施設</p> <p>ロ 官庁、交通、報道機関等の公共的な防災実施機関及び緊急対策に使用する施設等</p> <p>ハ 一般電灯電力</p> <p>ニ 大口電力</p> <p>ホ その他</p> <p>(3) 応援要請</p> <p>当該店だけでは応急対策が困難な場合は、「一般災害復旧応援要請書」により他店所に応援を要請する。</p> <p>東北電力(株)のみで対応がとれない場合は、0 電力会社及び電源開発(株)相互の「全国融通電力受給契約書」並びに東北電力(株)と北海道、東京、中部電力(株)間に締結された「二社融通電力受給契約書」に基づき受給を要請する。</p>	3-72	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 東北電力意見により修正</p> <p>第4 電力施設</p> <p>ロ 官庁、交通、報道機関等の公共的な防災実施機関及び緊急対策に使用する施設等</p> <p>△ その他</p> <p>(3) 応援要請</p> <p><u>東北電力(株)岩沼営業所</u>だけでは応急対策が困難な場合は、他店所に応援を要請する。</p>
3-71	<p>第4 電力施設</p> <p>3 住民等の活動</p> <p>停電又は電力施設の被害を発見した者は、直ちに下記まで連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力(株)岩沼営業所：0223-23-5615 ・亘理町総務課：0223-34-1111 	3-73	<p>第4 電力施設</p> <p>3 住民等の活動 東北電力意見により修正</p> <p>停電又は電力施設の被害を発見した者は、直ちに下記まで連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力(株)岩沼営業所： <u>0120-175-366(コールセンター)</u> ・亘理町総務課：0223-34-1111

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第3章 災害応急対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後
3-71	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第5 電信、電話施設</p> <p>1 応急体制及び応急措置</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>主な応急措置を次に掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型無線機の出動 ・臨時回線の作成 ・<u>臨時公衆電話の設置</u> ・特に被害の大きい地域との情報通信等のため、衛星通信の活用 ・公衆電話の無料化やボランティア団体への無料フリーダイヤルの設置(広域災害の場合) ・避難所お言づけサービスの開設 	3-73	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第5 電信、電話施設 NTT東日本意見により修正</p> <p>1 応急体制及び応急措置</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>主な応急措置を次に掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型無線機の出動 ・臨時回線の作成 ・<u>特設公衆電話の設置</u> ・特に被害の大きい地域との情報通信等のため、衛星通信の活用 ・公衆電話の無料化やボランティア団体への無料フリーダイヤルの設置(広域災害の場合) ・避難所お言付けサービスの開設
3-74	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <p>第4 火薬類の応急措置</p> <p>3 互理警察署の措置</p> <p>銃砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、<u>製造業者等</u>に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。</p>	3-76	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <p>第4 火薬類の応急措置 互理警察署意見により修正</p> <p>3 互理警察署の措置</p> <p>銃砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、<u>銃砲所持者、販売者等</u>に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。</p>

地域防災計画（津波対策編）第4回専門部会後の修正箇所

第4章 災害復旧復興対策

頁	修正前(第4回専門部会資料)	頁	修正後																				
4-4	<p>第2節 生活再建支援 第3 被災者生活再建支援制度 1 適用災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。</p>	4-4	<p>第2節 生活再建支援 第3 被災者生活再建支援制度 1 適用災害 津波により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。</p>																				
4-4 4-5	<p>第2節 生活再建支援 第3 被災者生活再建支援制度 3 支給額 (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">被害程度</td> <td style="width: 15%;">全壊</td> <td style="width: 15%;">解体(半壊・敷地被害)</td> <td style="width: 15%;">長期避難</td> <td style="width: 15%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table>	被害程度	全壊	解体(半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊		100万円	100万円	100万円	50万円	4-4	<p>第2節 生活再建支援 第3 被災者生活再建支援制度 3 支給額 (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;">被害程度</td> <td style="width: 15%;">全壊</td> <td style="width: 15%;">解体(半壊・敷地被害)</td> <td style="width: 15%;">長期避難</td> <td style="width: 15%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>支給額</u></td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table>	被害程度	全壊	解体(半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊	<u>支給額</u>	100万円	100万円	100万円	50万円
被害程度	全壊	解体(半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊																			
	100万円	100万円	100万円	50万円																			
被害程度	全壊	解体(半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊																			
<u>支給額</u>	100万円	100万円	100万円	50万円																			
4-6	<p>第2節 生活再建支援 第8 税負担等の軽減 3 国民健康保険税の一部負担金の減免</p>	4-6	<p>第2節 生活再建支援 第8 税負担等の軽減 3 国民健康保険の一部負担金の減免</p>																				